

## 柏原市保育の利用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用について必要な事項を定めるものとする。

### (利用申請)

第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第20条第1項及び第3項に規定する認定を受け、保育の利用を希望する保護者は、保育利用申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に保育の利用に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

### (利用調整)

第3条 市長は、前条の規定による申請があり、保育の利用にかかる保育施設が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、児童福祉法第24条第3項の規定により保育所、認定こども園及び小規模保育事業の利用について調整（以下「利用調整」という。）を行うものとする。

2 前項に規定する利用調整は、別表に定める基準により行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、利用調整を行わず、保育の利用を受けることができるものとする。

ア 障害児、支援を要する児童その他児童福祉の観点から保育の必要性が高い児童と市長が認めたとき

イ 小規模保育事業を卒園し、引き続き連携施設である保育所へ入所するとき

### (利用調整結果の取り消し)

第4条 市長は、利用調整を実施した後に次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その結果を取消することができる。

(1) 申込書及び保育の利用に必要なその他の書類に偽りの記載があったとき

(2) 利用調整にかかる児童が疾病等により、保育所、認定こども園及び小規模保育事業において集団保育を受けることが困難であると医師等が判断したとき

### (通知)

第5条 市長は、保育の利用を承諾したときは、保育利用承諾通知書（様式第2号）により、保育の利用を承諾しないときは、保育利用保留通知書（様式

第3号)により申請を行った保護者に通知しなければならない。

(保育の利用の継続)

第6条 保育を利用している保護者が、翌年度も引き続き保育の利用を希望する場合は、保育継続利用申込書(様式第4号)に保育の利用に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(保育の利用の解除)

第7条 市長は、保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、保育の利用を解除することができる。

- (1) 児童が法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前こどもに該当しなくなったとき
- (2) 保護者から退所の届出があったとき
- (3) 次条第2項の規定による届出をしなかったとき
- (4) その他市長の定める指示に従わないとき

2 市長は、前項の規定により保育の利用を解除したときは、保育利用解除通知書(様式第5号)により保護者に通知しなければならない。

(届出)

第8条 保護者は、児童を保育所、認定こども園又は小規模保育事業を行う事業所から退所させようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を市長に届け出なければならない。

- (1) 保護者の氏名及び居住地
- (2) 児童の氏名、生年月日及び利用中の保育所、認定こども園又は小規模保育事業所名
- (3) 希望する退所の年月日
- (4) 退所を希望する理由

2 保護者は、児童の疾病、負傷その他やむを得ない事由により2箇月以上保育を利用しないときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類に保育を利用しない理由を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、保護者が提出することができないときは、関係機関が代わって届け出ることができるものとする。

- (1) 保護者の氏名及び居住地(関係機関が届出を行う場合は、関係機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 児童の氏名、生年月日及び利用中の保育所、認定こども園又は小規模保育事業所名

(3) 保育を利用しない期間及び理由

3 保護者は、申込書等の提出書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、変更内容を市長に届け出なければならない。

(転所)

第9条 同一年度中の転所は行わないものとする。ただし、転居、転勤等の理由により必要と認められる場合に限り、希望保育所、認定こども園及び小規模保育事業の定数、待機児童の状況等を勘案のうえ、年度途中であっても転所を行うことができるものとする。

(受託)

第10条 他の市町村長から保育の利用の委託があったときは、定員に余裕があり、特に利用させることが適当と認める場合に限り、保育所及び認定こども園での保育の利用を受託することができるものとする。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めのない事項については、市長が決定する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(保育の実施に関する取扱基準の廃止)

2 保育の実施に関する取扱基準は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年１１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

１ この要綱は、令和７年１０月１日から施行する。

(適用区分)

２ 改正後の別表に定める規定は、令和８年４月１日以降の保育の利用から適用し、同日前の保育の利用については、なお従前の例による。

## 別表 利用調整基準

### 別表 利用調整基準

認可保育施設の利用調整は、本表に基づき下記①～④のとおり行うものとする。

なお、認可保育施設とは、認可保育所、認定こども園(保育部分)及び小規模保育事業をいう。

①保護者(父母またはそれに代わる者)が保育できない理由・状況に応じて、「(1)基本点数表」によりそれぞれの基本点数を設定する。2つ以上の事由があった場合、高い方の基本点数とする。

ただし、入所基準日が、出産予定日を基準として計算し、産前6週(多胎妊娠の場合は14週)・産後8週に該当する場合、他の事由があっても「2.出産」の基本点数とする。

②「(2)調整点数表」により、該当する状況に応じて加点・減点を行い調整点数を設定する。

③上記①及び②で算出した基本点数と調整点数を合算し、合計点数の高い世帯から利用可能とする。

④同一点数で並んだ場合は、「(3)同一点数の場合の順位表」に規定する順位により、優先順位を決定する。

#### (1) 基本点数表

|    | 事 由                      | 保護者が保育できない理由・状況                                                                                            | 点 数 |
|----|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1  | 就労<br>(※1)<br>(※2)       | 月の勤務時間が160時間以上で労働をしている (例:1日8時間 週5日勤務)                                                                     | 100 |
|    |                          | 月の勤務時間が120時間以上で労働をしている (例:1日6時間 週5日勤務)                                                                     | 90  |
|    |                          | 月の勤務時間が96時間以上で労働をしている (例:1日6時間 週4日勤務)                                                                      | 80  |
|    |                          | 月の勤務時間が80時間以上で労働をしている (例:1日5時間 週4日勤務)                                                                      | 70  |
|    |                          | 月の勤務時間が64時間以上で労働をしている (例:1日4時間 週4日勤務)                                                                      | 60  |
|    |                          | 月64時間以上居宅内で内職をしている                                                                                         | 50  |
| 2  | 出産                       | 出産前後[産前6週(多胎妊娠の場合は14週)・産後8週の期間]である                                                                         | 50  |
| 3  | 疾病<br>又は<br>負傷           | 疾病等で入院または常時病臥、その他前述に相当する治療・安静を要する                                                                          | 100 |
|    |                          | 重度の疾病等の状態で、常に安静を要する等、保育が常時困難である                                                                            | 70  |
|    |                          | 前2項目を除く程度の疾病等の状態で、保育が困難である                                                                                 | 50  |
| 4  | 障害                       | 身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A～B1を有し、常時保育が困難である                                                         | 100 |
|    |                          | 身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B2を有し、常時保育が困難である                                                               | 80  |
|    |                          | 身体障害者手帳4～6級を有し、常時保育が困難である                                                                                  | 60  |
| 5  | 介護<br>又は<br>看護           | 保護者の親族が、離床できない者・障害者(身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A～B1)またはそれに類する程度の病人等であり、看護・介護や入院・通院・通所の付き添いで常時保育が困難である | 90  |
|    |                          | 前項目に該当しない範囲で、保護者の親族が、病人や障害者の親族の看護・介護や入院・通院・通所の付き添いのため、常時保育が困難である                                           | 40  |
| 6  | 災害                       | 震災・風水害・火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている                                                                          | 100 |
| 7  | 求職                       | 日中求職活動のため、外出することを常態としている                                                                                   | 30  |
| 8  | 就学<br>又は<br>職業訓練<br>(※2) | 月160時間以上就学している                                                                                             | 100 |
|    |                          | 月120時間以上就学している                                                                                             | 90  |
|    |                          | 月96時間以上就学している                                                                                              | 80  |
|    |                          | 月80時間以上就学している                                                                                              | 70  |
|    |                          | 月64時間以上就学している                                                                                              | 60  |
| 9  | 育児休業中                    | 育児休業中であり、入所後45日以内に復帰をしない場合                                                                                 | 20  |
| 10 | 不存在                      | 死亡、離別、行方不明、拘禁等                                                                                             | 100 |
| 11 | 市外(※3)                   | 柏原市外に在住している                                                                                                | 15  |

(※1)就労の勤務時間は、実働時間と休憩時間を合計した時間とする。ただし、休憩時間は1日1時間以内とする。

育児休業中であって、入所後45日以内に復職される場合は、「1.就労」の基本点数とする。

(※2)入所後45日以内に就労又は就学等をしない場合は、「7.求職」の基本点数とする。

(※3)利用申込月中に転入予定であり、賃貸契約書等、転入を証明できる書類がある場合及び保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等で就労(内定)している場合を除く。

## (2)調整点数表

|   | 保護者及び申込児童等の状況 |                                                                                                                                                                                     | 点数  |
|---|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| A | 保育の代替手段       | ①18歳以上65歳未満の同居の親族の「就労証明書」、「現況届出書」等、保育ができないことを証明する書類の提出がない場合                                                                                                                         | -8  |
|   |               | ②教育・保育給付認定を受けており、認定の有効期間内に一時保育サービスや認可外保育施設等を有償で月48時間以上利用することを証明する書類の提出がある場合<br>ただし、下記項目に該当することに点数-3<br>(Ⅰ)月120時間未満の利用である<br>(Ⅱ)保護者が育児休業中である<br>(Ⅲ)申込日または利用希望日の直近3か月の利用を証明する書類の提出がない | 9   |
| B | 世帯の状況         | ①ひとり親世帯                                                                                                                                                                             | 9   |
|   |               | ②生活保護世帯                                                                                                                                                                             | 5   |
| C | 就労            | ①保護者のうち、どちらか1人が単身赴任をしている場合                                                                                                                                                          | 9   |
|   |               | ②就労内定                                                                                                                                                                               | -9  |
|   |               | ③保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等(※1)において、常勤または常勤に準ずる者として、月160時間以上就労(内定)している                                                                                                           | 50  |
|   |               | ④保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等(※1)において、常勤または常勤に準ずる者として、月120時間以上就労(内定)している                                                                                                           | 40  |
|   |               | ⑤保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等(※1)において、月96時間以上就労(内定)している                                                                                                                            | 30  |
|   |               | ⑥保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等(※1)において、月80時間以上就労(内定)している                                                                                                                            | 20  |
|   |               | ⑦保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等(※1)において、月64時間以上就労(内定)している                                                                                                                            | 10  |
|   |               | ⑧保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市外の保育所等(※1)で就労(内定)している                                                                                                                                       | 5   |
| D | 疾病及び障害(※2)    | ①保護者が重度の疾病・障害である                                                                                                                                                                    | 5   |
|   |               | ②保護者が前項に該当しない程度の疾病・障害である                                                                                                                                                            | 3   |
| E | 介護及び看護(※3)    | 保護者が離床できない者、障害者(身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A～B1)の親族を介護・看護している                                                                                                                  | 2   |
| F | 求職中           | ①求職活動状況を証明する書類の提出がある                                                                                                                                                                | 2   |
|   |               | ②生計中心者の失業により、就労の必要性が高い                                                                                                                                                              | 5   |
| G | 就学            | 通信制大学・通信教育等、主に自宅で就学している場合                                                                                                                                                           | -10 |
| H | こどもの状況        | ①きょうだいが柏原市内の認可保育施設を利用している場合<br>上記きょうだいが複数いる場合、2人目以降は1人増加することに更に点数+1                                                                                                                 | 6   |
|   |               | ②3人以上同時に認可保育施設の申込みをしている場合                                                                                                                                                           | 4   |
|   |               | ③2人同時に認可保育施設の申込みをしている場合                                                                                                                                                             | 3   |
|   |               | ④未就学の多胎児を養育している場合                                                                                                                                                                   | 1   |
|   |               | ⑤2歳クラスまでの市内認可保育施設の卒園予定児で、保育の継続を図る必要がある場合                                                                                                                                            | 2   |

※1 保育所等とは、「認可保育所」「認定こども園(保育部分)」「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」をいう

※2 別表(1)の「3.疾病」「4.障害」の事由に該当する場合を除く

※3 別表(1)の「5.介護及び看護」の事由に該当する場合を除く

(3) 同一点数の場合の順位表

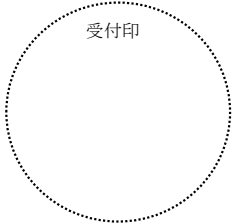
| 区分 | 内 容                      |
|----|--------------------------|
| 1  | ひとり親世帯                   |
| 2  | きょうだいがすでに認可保育施設を利用している児童 |
| 3  | 養育している児童(小学生以下)が多い世帯     |
| 4  | きょうだいとの月齢差が小さい児童         |
| 5  | 所得金額の低い世帯(※)             |
| 6  | 待機期間が長い児童                |

※保育料算定時の市町村民税所得割額(非課税の場合は収入)が少ない世帯  
(市民税未申告等で税情報が確認できない場合は選考上、優先されない)

保育利用申込書

|      |  |      |
|------|--|------|
| 施設名  |  |      |
| 台帳番号 |  | 歳クラス |

柏原市長 様



令和 年 月 日

住 所 柏原市  
\_\_\_\_\_マンション等 \_\_\_\_\_号室

(フリガナ) \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

連絡先（自宅） \_\_\_\_\_

（父携帯） \_\_\_\_\_

（母携帯） \_\_\_\_\_

保育の利用につき、次のとおり申し込みます。

| 児 童                           | 氏 名    | 生 年 月 日                    | 性 別 |
|-------------------------------|--------|----------------------------|-----|
|                               | (フリガナ) | 令和 年 月 日                   | 男・女 |
| 利 用 を<br>希 望 す る<br>保 育 所 等 名 | 第1希望   | 第6希望                       |     |
|                               | 第2希望   | 第7希望                       |     |
|                               | 第3希望   | 第8希望以下                     |     |
|                               | 第4希望   |                            |     |
|                               | 第5希望   |                            |     |
| 保育の利用を希望する期間                  |        | 令和 年 月 日から（就学前・令和 年 月 日）まで |     |

※ 「保育所等」とは「保育所」「認定こども園（保育部分）」「家庭的保育事業」「小規模保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」をいいます。

（1）申込児童の家庭の状況

| 区分                       | 氏 名    | 申込児童との続柄                                                                                | 生 年 月 日        | 性別  | 職業(会社名)又は学校名等 |
|--------------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----|---------------|
| （※同居親族等の状況<br>（※申込児童を除く） | (フリガナ) |                                                                                         | 大昭<br>平令 年 月 日 | 男・女 |               |
|                          |        |                                                                                         | 大昭<br>平令 年 月 日 | 男・女 |               |
|                          |        |                                                                                         | 大昭<br>平令 年 月 日 | 男・女 |               |
|                          |        |                                                                                         | 大昭<br>平令 年 月 日 | 男・女 |               |
|                          |        |                                                                                         | 大昭<br>平令 年 月 日 | 男・女 |               |
|                          |        |                                                                                         | 大昭<br>平令 年 月 日 | 男・女 |               |
| 世帯の状況                    |        | <input type="checkbox"/> ひとり親世帯 ・ <input type="checkbox"/> 在宅障害児(者)のいる世帯（氏名 _____）      |                |     |               |
| 生活保護適用                   |        | <input type="checkbox"/> なし ・ <input type="checkbox"/> あり（平・令 _____年 _____月 _____日保護開始） |                |     |               |

【※裏面も記入してください】

## (2) きょうだいの状況

① 小学校就学前のきょうだいがいる場合、いずれかの番号に○印をつけてください。

|               |                           |              |          |
|---------------|---------------------------|--------------|----------|
| 1 保育所等を利用している | 2 幼稚園・認定こども園（教育部分）を利用している | 3 今回同時に申込みする | 4 申込みしない |
|---------------|---------------------------|--------------|----------|

② ①で1～3に○印をつけられた方のみ記入してください。

| 氏 名 | 利用中または申込中 | 利用または申込みをしている施設名 | 備 考 |
|-----|-----------|------------------|-----|
|     | 利用中・申込中   |                  |     |
|     | 利用中・申込中   |                  |     |
|     | 利用中・申込中   |                  |     |

③ 上記①で1及び3に○印をつけられた方のみ、該当するものにレ点（☑）をつけ、必要事項を記入してください。

|                                                      |                                                                                                             |
|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| きょうだいと同時に保育所等を利用できる場合                                | <input type="checkbox"/> 希望順位が低くても、同じ保育所等の利用を希望する<br><input type="checkbox"/> 別々でも、希望順位の高い保育所等の利用を希望する      |
| きょうだい別々の保育所等になる場合                                    | <input type="checkbox"/> 利用を希望しない（待機する）<br><input type="checkbox"/> 利用を希望する                                 |
| 申込をしているきょうだいのうち、保育所等を利用できない児童がいる場合（※上記①で3に○印をつけた方のみ） | <input type="checkbox"/> 全員利用を希望しない<br><input type="checkbox"/> 1人でも先に保育の利用を希望する<br>⇒待機となったきょうだいへの対策<br>( ) |

## (3) 親族の状況について（該当するものに○印をつけ、必要事項を記入してください。）

|               |    |                                          |
|---------------|----|------------------------------------------|
| 父 方           | 祖父 | 氏名： ( 歳)                                 |
|               |    | 状況：1. 外勤 2. 自営 3. 病弱 4. 遠方に居住 5. その他 ( ) |
|               | 祖母 | 氏名： ( 歳)                                 |
|               |    | 状況：1. 外勤 2. 自営 3. 病弱 4. 遠方に居住 5. その他 ( ) |
| 同居 ・ 別居（住所： ) |    |                                          |
| 母 方           | 祖父 | 氏名： ( 歳)                                 |
|               |    | 状況：1. 外勤 2. 自営 3. 病弱 4. 遠方に居住 5. その他 ( ) |
|               | 祖母 | 氏名： ( 歳)                                 |
|               |    | 状況：1. 外勤 2. 自営 3. 病弱 4. 遠方に居住 5. その他 ( ) |
| 同居 ・ 別居（住所： ) |    |                                          |

## (4) 児童の送迎について（該当するものにレ点（☑）をつけ、必要事項を記入してください。）

|       |                                                                                                                        |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主な送迎者 | <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 ( )                                 |
| 送迎方法  | <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他 ( ) |

## (5) その他

申込にあたって特筆する事項があれば記入してください。

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |

年 月 日

様

柏原市長

## 保育利用承諾通知書

申込みのありました保育の利用について、次のとおり承諾します。

|                  |   |      |           |
|------------------|---|------|-----------|
| 児 童 名            |   |      |           |
| 生 年 月 日          | 年 | 月    | 日         |
| 保育所等名            |   |      |           |
| 保 育 の<br>利 用 期 間 | 年 | 月    | 日から 年 月 日 |
| 保育料月額            | 円 | 階層区分 |           |

### 備 考

- 1 保育利用申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
- 2 保育の利用期間中であっても、2号認定又は3号認定に該当しなくなった場合には、保育の利用を解除します。

年 月 日

様

柏原市長



## 保 育 利 用 保 留 通 知 書

申込みのありました保育の利用については、次の理由により保留となりましたので通知します。

|           |       |
|-----------|-------|
| 児 童 名     |       |
| 生 年 月 日   | 年 月 日 |
| 保留となった理由  |       |
| 利 用 申 込 日 | 年 月 日 |
| 利 用 希 望 日 | 年 月 日 |
| 備 考       |       |

## 【教 示】

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に柏原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に柏原市を被告（柏原市長が被告の代表となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起できません。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であれば提起することができます。

様式第4号（第6条関係）

保育継続利用申込書

柏原市長 様

|      |  |      |
|------|--|------|
| 施設名  |  |      |
| 台帳番号 |  | 歳クラス |

年 月 日

住 所 柏原市

マンション等 号室  
(フリガナ)

保護者氏名 ㊞

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 連絡先（自宅） | — | — |
| （父携帯）   | — | — |
| （母携帯）   | — | — |

保育の継続利用につき、次のとおり申し込みます。

| 児 童                                      | 氏 名<br>(フリガナ) | 生 年 月 日<br>年 月 日 | 性別          | 現在利用している<br>保 育 所 等 名 |
|------------------------------------------|---------------|------------------|-------------|-----------------------|
| 4 月 以 降<br>利 用 を<br>希 望 す る<br>保 育 所 等 名 | 第1希望          |                  | 第6希望        |                       |
|                                          | 第2希望          |                  | 第7希望        |                       |
|                                          | 第3希望          |                  | 第8希望以下      |                       |
|                                          | 第4希望          |                  |             |                       |
|                                          | 第5希望          |                  |             |                       |
| 保育の利用希望時間                                |               | <平 日>            | 時 分から 時 分まで |                       |
|                                          |               | <土曜日>            | 時 分から 時 分まで |                       |

※ 「保育所等」とは「保育所」「認定こども園（保育部分）」「家庭的保育事業」「小規模保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」をいいます。

（1）申込児童の家庭の状況

| 区分                      | 氏 名<br>(フリガナ) | 申込児童との<br>続 柄                 | 生 年 月 日<br>年 月 日 | 性別  | 職業(会社名)<br>又は学校名等 |
|-------------------------|---------------|-------------------------------|------------------|-----|-------------------|
| (※同居親族等の状況<br>※申込児童を除く) |               |                               | 年 月 日            | 男・女 |                   |
|                         |               |                               | 年 月 日            | 男・女 |                   |
|                         |               |                               | 年 月 日            | 男・女 |                   |
|                         |               |                               | 年 月 日            | 男・女 |                   |
|                         |               |                               | 年 月 日            | 男・女 |                   |
|                         |               |                               | 年 月 日            | 男・女 |                   |
| 世帯の状況                   |               | □ひとり親世帯 ・ □在宅障害児(者)のいる世帯(氏名 ) |                  |     |                   |
| 生活保護適用                  |               | □なし ・ □あり(平・令 年 月 日保護開始)      |                  |     |                   |

【※裏面は転所(園)を希望される方のみ記入してください】



年 月 日

様

柏原市長



## 保育利用解除通知書

次の児童についての保育の利用を解除することにしたので通知します。

|                |       |
|----------------|-------|
| 児 童 名          |       |
| 生 年 月 日        | 年 月 日 |
| 保育所等名          |       |
| 保育の利用<br>解除年月日 | 年 月 日 |
| 解 除 理 由        |       |

### 【教 示】

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に柏原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に柏原市を被告（柏原市長が被告の代表となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起できません。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であれば提起することができます。